

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様へ

小野市アフターコロナ経営継続支援事業補助金

小野市・小野商工会議所

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、著しい影響を受けた中小企業者に対し、アフターコロナに向けて、経営の維持・回復に取り組むための補助金を交付します。

2. 補助金額

補助対象事業費（税抜き）の2/3 【上限50万円、下限10万円】

※発注先に市内事業者を指定した場合、補助対象事業費（税抜き）の3/4

※1, 000円未満端数切り捨て。

取組事業	補助対象経費
①アフターコロナに適応した店舗等の改修工事費	カウンター、窓口、客席等の外注工事による改修費用等 従業員向け設備（トイレ・化粧室・託児スペース）設置及び 社用車（キッチンカー・社名ステッカー・塗装等）の改造費、 改修費用等
②新しいビジネス転換の取り組み	
インターネット販売等のシステム導入・改修費	インターネット販売システム導入・改修費等 インターネット予約・予約確認システム導入・改修費等 オンライン商談やテレワーク導入に向けたシステム構築費用等
販売促進のデジタル化に係る費用	電子クーポンの導入費用等 キャッシュレス決済端末の購入費用等
インバウンド対応	翻訳機の導入費用、メニューの多言語化に係る経費等
その他、上記以外の取組に係る経費	アフターコロナにおける新しい取組に係る経費等
③広告宣伝費用	新たな取り組みを宣伝する販促用チラシ・ポスター・のぼり・看板等作成費用等 ホームページの新規・リニューアルに係る外注等費用、 販売会・展示会・商談会への参加等費用等

※この事業と他の補助金を併用することはできません。

3. 対象事業者

- (1) 市内に事業所を置く中小企業者若しくは小規模事業者（個人事業主を含む）の方で、令和3年10月1日現在で事業を営んでおり、事業の継続意思があること。（1事業所につき1回）
- (2) 市税を納めており、かつ滞納がないこと。
- (3) 小野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないもの。
- (4) 令和3年4月～11月のいずれかの月の全体売上額が前年もしくは前々年同期比で20%以上減少していること。

4. 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年12月28日（火）まで（期限厳守）

※当日消印有効 ただし、予算額に達し次第、申請受付を締め切ります。

5. 申請書類

①申請書

②誓約書（この事業と他の補助金との併用は不可、事業継続の意思確認、虚偽の申告による返還、小野市暴力団排除条例に係る誓約等）

③事業計画書

④事業所得の直近の確定申告書の写し及び当該年度の売上高が分かるもの

⑤見積書（1契約で30万円（税抜き）を超える場合は、2か所以上の見積書の提出が必要）

⑥市税納税証明書（滞納なし証明）

⑦振込口座の通帳の写し

⑧本人確認書類（個人事業主の方のみ）

【飲食業の場合】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し

※申請を希望される事業所は、小野商工会議所ホームページの「申請要領」をご確認の上、必要書類をダウンロードしていただくか、小野商工会議所もしくは小野市産業創造課（小野市役所3F）窓口までお越しく下さい。

6. 事業期間

補助金交付決定通知日より令和4年2月28日（月）まで（期限厳守）

7. 実績報告

令和4年3月10日（木）期限厳守

※期限後の報告は、補助金の交付を受けられません。

8. 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として申請は郵送でお願い
します。

【送付先】 〒675-1395 小野市王子町 800-1

小野商工会議所 アフターコロナ経営継続支援事業補助金事務局宛

9. 給付方法・給付時期

事業報告書提出後、2週間程度で指定口座に振込予定です。

10. 問い合わせ先

小野商工会議所

電話0794-63-1161

小野市役所地域振興部産業創造課

電話0794-70-7137